

令和5年（フ）第559号

岡山市北区奥田本町16―28Y S 奥田北角
破産者 株式会社ジャパンウェブコンタクトセ
ンター

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第657号

岡山市東区藤井249番地1
破産者 有限会社ユーセイ、プロジェクト

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第112号

岡山市中区平井五丁目3番2号
破産者 株式会社オカヨシ

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第19号

沖縄県名護市宇屋部597番地2 コーポシャ
ンティー301号
破産者 エイチ・フィールド合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

那覇地方裁判所名護支部

令和7年（フ）第327号

青森県上北郡七戸町字野統37番地15
破産者 七戸通信工業有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第108号

千葉県茂原市早野1145―1、住民票上の住所
千葉県我孫子市湖北台10丁目7番13号（204号）エレガントヒルズ
破産者 佐藤 道人

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年（フ）第1597号

東京都八王子市兵衛1丁目12番15号ルユタ
B―102号
破産者 片見 一志

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第250号

東京都八王子市式分方町621番地1レジデン
スタカハシV102号
破産者 出田 一成

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第425号

代替住所A（旧住所 東京都日野市日野本町
六丁目7―42―1号棟）
破産者 本庄 涼子

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第647号

東京都八王子市檜原町376番地1モントレ
ゾール202号
破産者 野村 誠

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第793号

東京都小平市大沼町1丁目6番7―101号
破産者 園部 悠吾

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第794号

東京都小平市大沼町1丁目6番7―101号
破産者 園部 希望

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第856号

東京都八王子市並木町14番7号
破産者 有限会社PWS

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第987号

東京都日野市西平山五丁目29番地の25手塚ハ
イツ105
破産者 NEXT Door株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第988号

千葉県柏市豊住1丁目1番39号エクセランス
A―201号
破産者 佐藤 大樹

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1060号

東京都東村山市秋津町4丁目40番地9プレー
ンハイム101
破産者 渡邊 昭子

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1096号

東京都立川市富士見町1丁目4番10号コアク
レスト立川103号
破産者 黒木 敏秀

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第2716号

神奈川県藤沢市藤沢976番地の1
破産者 株式会社愛家

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第3300号

横浜市港北区新横浜2丁目6番地13新横浜ス
テーションビル
破産者 ルミーテック株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第3345号

神奈川県茅ヶ崎市高田2丁目13番6号高田
ニューハイム105
破産者 有限会社阿部商事

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第711号

横浜市都筑区佐江戸町662番地
破産者 株式会社大城商事

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部